

甲選管告示第44号

令和7年10月19日執行の甲賀市議会議員一般選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額について、次のように定める。

令和7年10月12日

甲賀市選挙管理委員会
委員長 谷村 定義

甲賀市議会議員一般選挙
制限額 3,671,100円

告示日現在の選挙人名簿登録者数÷24名(議員定数)×501円+2,200,000円(100円未満の端数は100円とします。)

公職選挙法
(選挙運動に関する支出金額の制限)
第百九十四条 選挙運動に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては次の各号の区分による数を当該各号の区分に応じ政令で定める金額に乗じて得た額と当該各号の区分に応じ政令で定める額とを合算した額を超えることができない。
三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつてその選挙の期日の告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

公職選挙施行令
(選挙運動に関する支出金額の制限額)
第百二十七条 参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第百九十四条第一項に規定する政令で定める額は、五千二百万円とし、その他の選挙に係る同項に規定する政令で定める金額(以下この条において「人数割額」という。)及び同項に規定する政令で定める額(以下この条において「固定額」という。)は、次の表の上欄に掲げる選挙の種類に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に定めるところによる。ただし、別表第五の上欄に掲げる選挙区又は選挙が行われる区域に係る固定額については、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

選挙の種類	人数割額	固定額
指定都市以外の市の議会の議員の選挙	五百一円	二百二十万円